

# 8章 今後の景観形成推進方策

景観計画の実現に向けて、推進体制と推進施策等を定めます。

## 1. 市民・事業者・行政等の協働による推進

景観計画の実現にあたっては、市民・事業者・行政等がそれぞれの責務を認識し、協働で取り組むことが重要です。

本計画においては、景観形成におけるそれぞれの役割を下記のように位置づけることとします。

### ◆ 市民の役割

市民は、自ら所有又は使用する建築物等や日常の営みが、熊谷の重要な景観の要素であることを認識し、その維持・管理を積極的に行い良好な状態を保つよう努めます。

また、「自らが担い手」として景観形成に取り組むとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に参加するよう努めます。

### ◆ 支援団体の役割

景観形成に関する活動を行うNPO法人や市民団体等は、それぞれの活動の中で積極的に良好な景観の形成に貢献するよう努めるとともに、市民・事業者・行政の「つなぎ役」・「牽引役」として、三者が行う取組みを支援するよう努めます。

### ◆ 事業者の役割

事業者は、自ら所有又は使用する建築物等が熊谷の重要な景観の要素であることを認識し、その維持・管理を積極的に行い良好な状態を保つよう努めます。また、自らの業務が景観形成に影響を与える場合もあることを認識し、事業活動の実施にあたっては、積極的に貢献するよう努めます。

特に、市内で建築物・工作物等の設計・施工等を行う者は、自らの業務に関わる建築物等が熊谷の重要な景観の要素となり、景観形成に影響を与えるものであることを認識し、専門的知識、経験等を活用し、積極的に貢献するよう努めます。

また、市民等が行う取組みや市が実施する施策に積極的に参加するよう努めます。

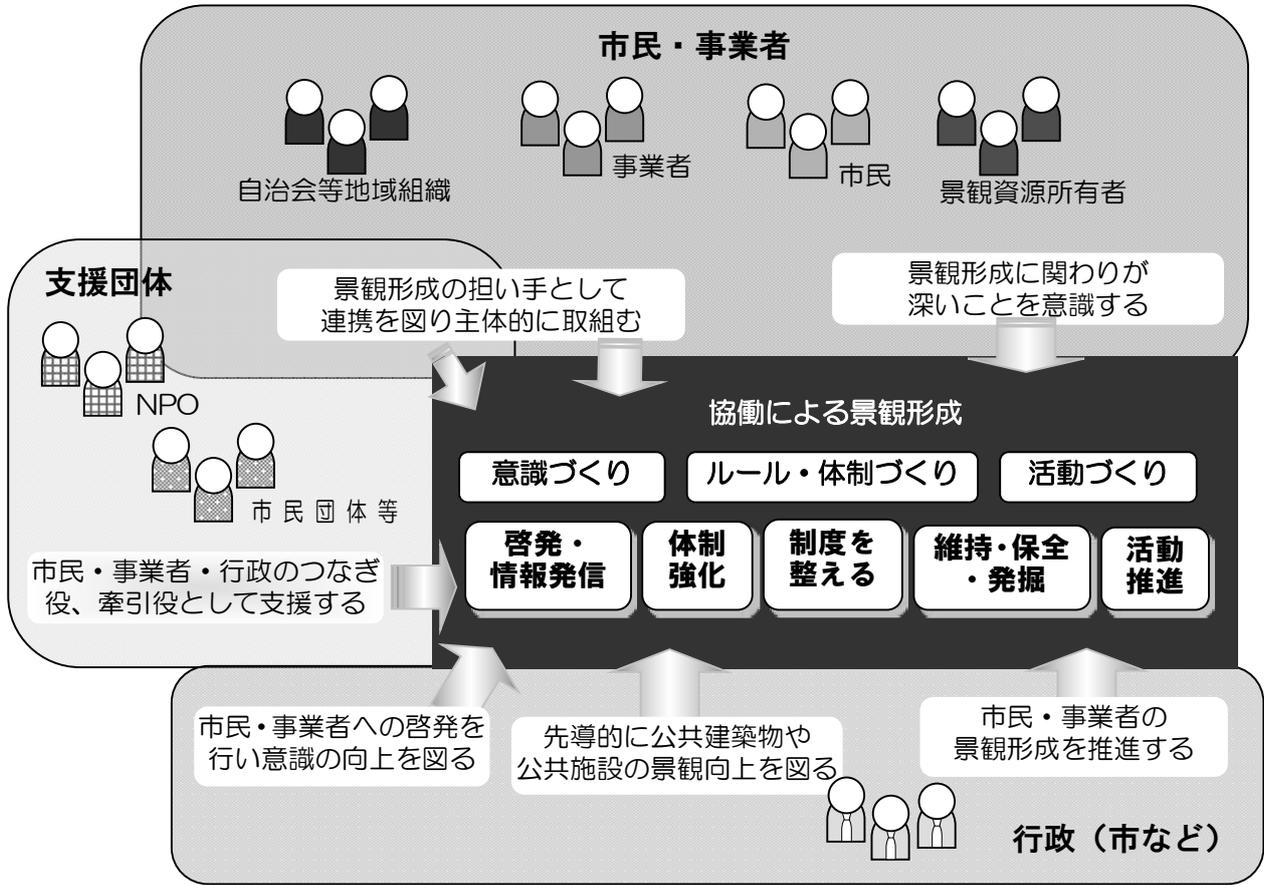
### ◆ 行政の役割

市は、関係機関との調整を図りながら取り組むとともに、市民・事業者への啓発・情報発信を進めることにより意識の向上を図り、その活動を支援します。

また、施策の策定にあたっては、市民の意見を適切に反映するよう努めるとともに、その実施については計画的に行うよう努めます。

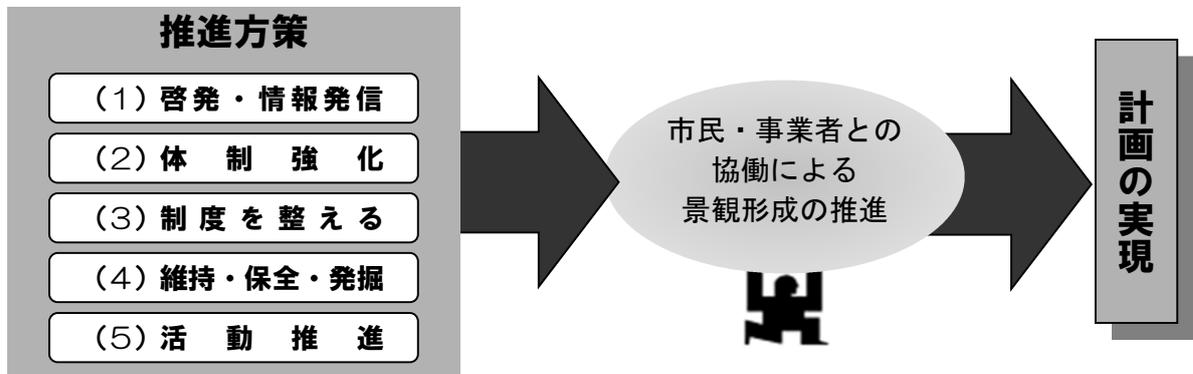
国・県等に対しては、市が実施する施策について協力するよう要請します。

【 協働のイメージ 】



## 2. 景観形成の推進施策

市民・事業者・行政等の役割分担による「協働」のもと、熊谷市は、この景観計画で以下に示す施策の推進に取り組んでいきます。



### (1) 景観に関する啓発・情報発信をします

景観形成の推進にあたっては、本市に関わる多くの人が景観に関心を持ち、また情報を共有することが重要です。本市の景観を知る・体感する活動を推進するとともに、様々な媒体を用いて情報発信を推進します。

景観に関する情報発信※	市民等による景観形成の取組み等の景観に関する情報について、パンフレットや市のホームページにより情報発信を進めます。なお、情報の充実化も併せて進めます。
啓発イベント等の検討※	景観に関するシンポジウム・講演会や熊谷の景観等をテーマにした景観写真展・絵画コンテスト等の開催を検討します。
専門家等の派遣※	職員による市政宅配講座の開催や景観専門家の紹介・派遣により、景観形成に関心のある市民等の活動支援を行うことを検討します。
景観学習の推進※	今後の景観形成の担い手となる子ども達を含めた幅広い年齢層に対する景観学習の推進を検討します。
景観まちづくり塾の開催※	景観に関する情報等を交換し合うためのワークショップを開催します。
景観まち歩きルートと案内誘導板等の設置の検討	歴史、文化、自然、地形的特徴等の景観が感じられるルートを「景観まち歩きルート」として設定することを検討します。また、「景観まち歩きルート」への誘導板設置や、後述する「熊谷景観資産」選定箇所等への案内板の設置を検討します。

## (2) 施策実施体制等を強化、構築します

景観計画を推進していくにあたり、庁内の施策実施体制等の強化、構築を行います。

審査・協議体制の構築※	届出対象行為について、事前の相談・協議等を行うよう市民・事業者等に周知を図り、景観計画の実効性を高めます。また、専門的知識を必要とする届出の審査について、市が専門家から助言・指導を受けることができる制度を整えます。
審議会等の設置※	都市計画審議会との連携を図りつつ、景観形成上重要な事項について専門的に調査審議する審議会等を設けます。
公共建築物等の景観形成への配慮	道路・河川等の公共施設や学校・公民館等の公共建築物は良好な景観形成を先導的に図る必要があることから、その整備の際に配慮すべき事項を示した公共景観ガイドライン等の作成を検討します。
景観協議会等の設置	公共施設の整備の際に、公共施設と周辺のまちとが一体となった景観形成を図るため、必要に応じ関係機関等と景観協議会等を設置し、景観形成のあり方について協議・調整を行い、効率的な景観形成の実現に努めます。

## (3) 景観形成に関する制度を整えます

行政が行うべき景観の保全施策を推進していきます。

庭先協定制度の創設※	公道等に接する連続した土地所有者等が協定を結び、景観に配慮した花、緑、外構等の整備を行う活動に対して、市がその費用の一部について支援する制度の創設を推進します。
景観協働育成地区の指定※	より良好な景観形成のための計画が必要であるとの合意形成が図られた地区については、景観協働育成地区に指定します。また必要に応じ、景観地区の指定についても検討します。
地区別の色彩等の指針の作成	景観計画を補完するため、地区特性を反映した色彩やデザイン等の地区別指針等の作成を検討します。(例：地区の推奨色指針等)
案内板等の指針の作成	景観に大きな影響を与える案内板や表示板について、良好な景観形成を行うために配慮すべき事項を示した指針等の作成を検討します。

#### (4) 重要な景観資源の維持・保全及び発掘をします

景観形成上重要な景観資源について、その維持、保全及び発掘に努めます。

熊谷景観資産等の選定※	市民等より景観資源を募集し、「熊谷景観資産」を選定します。選定した資源については、ホームページ等で紹介等を行います。
景観資源の維持・保全に対する支援制度の設置	景観重要樹木・建造物として提案のあったものについて、所有者の合意取得を促すため、提案樹木・建造物の維持・管理等の支援策について検討します。
表彰制度の創設	良好な景観形成に貢献している建築物や工作物、活動等について、その所有者や設計者及び活動に係る団体や個人を表彰する制度の創設を推進します。

#### (5) 市民・事業者による景観形成活動を推進します

景観形成は協働による取組みが重要であり、市民等の協力なしに進めることはできません。より多くの市民等による活動を推進するため、下記のような取組みを実施します。

景観協働育成地区の推進支援※	地域における市民主体の景観ルールづくりとして、景観計画を更に詳細化する「景観協働育成地区」の計画策定支援を行います。
大学等教育機関との連携※	市民等に対する景観形成の技術支援や活動支援を行うために、市内に存する立正大学をはじめとした高等教育機関等との連携を図ります。
景観マスター（景観まちづくり名人）の認定	良好な景観形成に役立つ知識等(ガーデニング等)を有する市民や活動(観光ガイドボランティア等)を行っている市民を「景観マスター(景観まちづくり名人)」として認定する制度の創設を検討します。
景観整備機構等の指定の推進	市民等の良好な景観の形成に関する主体的、持続的な取組みを支援するため、NPO法人等を景観形成に関する各種支援業務を行う景観整備機構に指定することを推進します。

※：早期実施に向けた取組みを行う施策